

# 平成17年度環境技術実証モデル事業検討会 有機性排水処理技術ワーキンググループ会合(第3回) 議事概要(案)

1. 日時：平成18年2月20日(月) 10:00～12:00

2. 場所：霞山会館 さくらの間

3. 議題

- (1) 実証試験要領(第3版)について
- (2) 実証機関の募集について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他

4. 出席検討員：藤田正憲(座長)、岡田光正、中井尚、名取眞

オブザーバー：大阪府環境情報センター 森村潔

広島県保健環境センター 冠地敏栄

事務局(環境省)：水・大気環境局総務課環境管理技術室 徳永室長

瀬川室長補佐

田中企画係長

島

事務局(財団法人日本環境衛生センター)：環境科学部 西尾

加藤

総務部 畑

5. 配布資料

資料1 平成17年度環境技術実証モデル事業検討会有機性排水処理技術ワーキンググループ会合(第2回)

1-1 議事概要(案)

1-2 議事のポイント

資料2 小規模事業場向け有機性排水処理技術(厨房・食堂、食品工場関係)実証試験要領(第3版)(案)

- 資料3 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野における実証機関選定の考え方について(案)
- 資料4 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 実証機関の募集における申請書類について(案)
- 資料5 今後のスケジュール(案)

#### 参考資料

- 1 平成17年度環境技術実証モデル事業検討会有機性排水処理技術ワーキンググループ設置要綱
- 2 平成17年度環境技術実証モデル事業実施要領(第3版)

## 6. 議事

会議は公開で行われた。

### (1) 実証試験要領(第3版)について

・事務局から、第2回会合の議論を踏まえて実証試験要領案の必要な修正、委員による確認、第3版としての公表後、第3回会合を予定していたが、第2回からの修正が若干遅れたことにより、本会合においてこの議題を追加したことを説明。

その後、事務局から資料1(資料1-1及び資料1-2)、資料2に基づき、前回の議事の確認を含めて、実証試験要領(第3版案)を説明。

【岡田検討員】手数料に一般管理費を含めてよいことになっているが、何%でしょうか。

【事務局(環境省)】機関により異なることになるが、環境省では10~15%となっている。

【岡田検討員】本所では10~30%となっているが、30%にはなかなかならない。なるべく一般管理費を入れるように指導して欲しい。実証機関が地方自治体の場合、一般管理費を入れないことは税金でまかなうこととなり、入れるべきでしょう。

なお、途中での辞退では、一般管理費分は返却となるか。

【事務局(環境省)】実証機関により異なると考えられるが、契約等に記載するのが良いでしょう。

【藤田座長】この点については、実証試験要領案では実証機関との協議となっており、これで良いのでは。

【岡田検討員】協議は良いが、うまく運ばなかったときは技術実証委員会の仲裁のような形は必要ないか。

【事務局(環境省)】試験項目の追加等では、委員会が関与すべき。手数料では、実証機関との協議で良いと考えられ、委員会での料金の交渉等は難しいでしょう。

【大阪府(森村氏)】これまでも開発者による試験項目等の追加はあったが、報告書にはその内容は付加できない部分であった。試験項目の追加、料金等の変更が試験要領に記載されると、このことは解消されて良い。

【藤田座長、岡田検討員】試験要領第3版案の39ページに追加している「負担可能な手数

料の範囲」とは。

【事務局(環境省)】試験要領第3版案の7ページの「手数料を実証申請者が負担可能であるか」に対応した申請書としたものである。

【大阪府(森村氏)】この部分はあった方がよい。目安となる。

【中井検討員】「負担可能な手数料の範囲」という表現は良くないのでは。

【名取検討員】なくしてもよいのでは。

【事務局(環境省)】この部分については、他の分野の状況等もあり、表現の変更、この部分を残す・残さないも含めて、事務局で検討し、決めさせていただきます。

【岡田検討員】誰が申請しても同じ手数料か。例えば、実証機関が県であれば、県の施策上、県外との差は必要ないか。

【事務局(環境省)】それは県の判断となる。ただし、県外でも申請を受け付ける必要はあるが、手数料等において「県内と県外で同一にしなければならない」のようなしぼりは要領で示していない。

【大阪府(森村氏)】この件はこれまで考えていなかったが、これからはあり得るか。県内からの申請では、ディスカウントのような方法も考えられる(一般管理費を少なくする。なくす等)。

【岡田検討員】試験途中での辞退での対処はどのようになるか。

【事務局(環境省)】辞退の場合には報告書は出ない。試験データは申請者にお返しすることになる。

【藤田座長】実証項目が複数あり、一部がダメ、例えば3つの項目のうち2つはうまく実施でき、1つの実証がダメだった場合、これで辞退となれば、どのような対処にするか。

【岡田検討員】うまく行かず最終での辞退では、手数料は使っており、この試験は技術の向上への寄与と考え、辞退で良いと考える。

【事務局(環境省)】試験がうまく行かない場合は、技術開発者と実証機関との協議となる。その結果にもよるが、報告書は本WGに提出され、環境省が承認したものであり、それがホームページへの掲載等となる。

【藤田座長】他の変更点として、試験要領第3版案の2ページの「コスト」に関する所は、これで良いでしょうか。

【中井検討員】良い。

【藤田座長】負担可能な手数料の範囲」という表現の件については事務局での検討として、それでは他に細かい点あればメール等で事務局へ連絡することとして、試験要領第3版案を3版として確定し、近日中に公表することにします。

## (2) 実証機関の募集について

・事務局から、資料3、4に基づき、「実証機関選定の考え方」及び「実証機関の募集における申請書類」を説明。

【藤田座長】大阪府、広島県では、これまで実証機関の申請において、問題はなかったですか。

【広島県(冠地氏)】実証試験での外注委託先が決まっていないときの対処に困ったことが

あった。

【事務局（環境省）】その点については、申請書類案の別添2の4、5ページに記載しているように、外部委託先が決まっていない場合には、委託選定の基準・条件等のわかる資料で良いこととしている。

【岡田検討員】申請書類での手数料を示した別添3の費用の見込み額は必要か。手数料制での申請であり、必要ないと考えられないか。

【事務局（環境省）】見込額のうち、「技術の実証に必要な試験分析費」は、手数料額の目安と考えている。「その他、運営に係る費用」は環境省支出分であり、申請において必要な書類であり、想定する技術の数でもある。

【岡田委員、大阪府（森村氏）】申請書類に実証機関での受け入れ件数（技術数）を記載した方が良いと考えられる。

【事務局（環境省）】申請書類の別添2では「2018年度に実証可能な技術の内容」となっており、これを「技術の内容及び件数」とするか。

【岡田委員】実証機関の公平性、公正性の確保については、公益法人やNPOの申請書類の別添5では「役員、職員、会員名簿」となっているが、「定款」等の方が必要でしょう。

【事務局（環境省）】持ち帰って検討します。

【岡田委員】公益法人やNPOの申請では、実証に要する見込み額のうち人件費はどのようになると考えられるか。

【事務局（環境省）】地方自治体では、人件費を入れる所と入れない所があると考えられる。NPO等では人件費を入れるため、自治体で入れない所ではNPO等との差は大きくなるが、しかたないことと考えている。

【岡田委員】そのような差が出る状況で良いか。

【事務局（環境省）】しかたないと思う。環境省から地方自治体に人件費を入れるようにとは言えない。

【岡田委員】自治体が最初に人件費を入れたもの、それはモデルケースになると考えられる。

【藤田座長】それでは、申請に必要な書類としての「定款」等、若干検討（修正）し、事務局において申請書類を作成することにします。

### （3）今後のスケジュールについて

・事務局から、資料5に基づき、「今後のスケジュール」を説明。

【広島県（冠地氏）】18年度では実証試験、報告書の公表となっているが、試験途中で追加や変更があった場合でも年度内の報告が必要か。

【事務局（環境省）】他の分野では2年間での試験、年度の途中から開始して翌年度にまたがっている試験等、2年度にかかるケースはあるが、これまでも本分野は年度内であり、次年度も年度内と考えている。

### （3）その他

【事務局（センター）】本日の議事については、議事要旨を事務局の責任で作成し、後日ホ

ームページで公開する。(委員了承)

【事務局(環境省)】今年度の本WGはこの第3回が最後であり、次年度の最初には「実証機関の選定」を検討することとして、終了した。